

「資本性劣後ローン」の活用を検討してみませんか

(総合政策局 交通政策課)

本年6月12日に令和2年度第2次補正予算が成立しました。

当該予算では、資金繰り対策として約11兆円が計上されております。その中で、キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建に取り組む持続可能な事業者に対し、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンの適用が開始しております。

本メールにて、関連情報を提供いたしますので、活用をご検討ください。

※支援策全般につきましては、下記URLの支援策パンフレットをご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf> (経産省)

①中小企業向け資本性劣後ローン

日本公庫及び商工中金等において、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関等からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。

【主な貸付条件】

・貸付対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、以下のいずれかに該当する事業者

①J-Startupに選定又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けた事業者

②再生支援協議会の関与のもとで事業再生を行う事業者

③事業計画を策定し※、民間金融機関等による協調支援を受ける事業者

※国民事業については、原則認定支援機関の経営指導を受けて事業計画を策定した事業者

・貸付限度：中小事業・商工中金7.2億円(別枠)、国民事業7,200万円(別枠)

・貸付期間：5年1ヶ月、10年、20年(期限一括償還)※5年を超えれば期限前弁済可能

・貸付利率：当初3年間一律、4年目以降は直近決算の業績に応じて変動

②中堅・大企業向け資本性劣後ローン

日本政策投資銀行・商工組合中央金庫が、将来成長の可能性が十分ある地域経済にとって重要な事業者等に対して、資本性のある劣後ローンを供給することで、民間金融機関からの金融支援を促す。

※中堅企業は当初3年間原則▲0.5%の利下げ

【お問い合わせ先】

日本公庫 0120-154-505

商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711

日本政策投資銀行お問い合わせ先(新型コロナウイルス感染症に関する危機対応相談窓口) 0120-598-600